

令和6年2月

トラック輸送を利用される荷主の皆様へ

中部運輸局 福井運輸支局
福井労働局
福井県
(一社) 福井県トラック協会

トラック運送事業の安定した輸送力確保に向けた取組のお願い

平素は、トラック運送事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長時間労働の実態が多いトラックドライバーについては、令和6年4月から「2024年問題」と称されるドライバーの時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用されることにより、1人が運ぶことができる荷物量減少から物流が停滞し、国民の生活や経済の停滞にもつながることが懸念されます。このため、ドライバーの労働環境の改善を図り、物流の担い手であるドライバー不足を解消することが急務となっています。

また、昨今の燃料価格の高騰による経営の圧迫に加え、労働条件の改善等に必要な運賃収入が確保できない、出荷元・納品先での荷役作業や荷待ち時間がドライバーの労働環境改善を停滞させている等、トラック運送事業者は各種の課題を抱えています。

このような課題を解決するためには、トラック運送事業者自らの尽力に加え、荷物を発送する、あるいは受け取る荷主の皆様をはじめ、関係者が一体となって連携・協働し、取り組むことが必要であります。

つきましては、下記の事項を御参照いただき、トラック運送業界の現状について御理解をいただくとともに、限られた車両や人材を有効活用し、県民生活や経済を支えるトラック運送事業が持続的に安全で安定的に輸送力を提供できるよう、ドライバーの労働環境改善に御協力をいただけますようお願いいたします。

記

1 トラック運送事業者の働き方改革に向けた取組への協力について

自動車運転者の長時間労働・過重労働による健康障害を防止するため、令和6年4月1日より、トラックドライバーを含む自動車運転者の時間外労働の上限が年間960時間となります。

併せて、同日より適用開始となる「改正改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）」において、1年・1か月・1日あたりの拘束時間の短縮等が求められています。

これらの法令遵守を運送事業者の努力のみにより達成することは困難であり、荷主の皆様の協力及び御配慮が必要不可欠です。

このため、荷主の皆様におかれましては、計画的・合理的な発注、適正な運行時間を見込んだ輸送時間の確保、荷待ち時間及び荷受け・荷卸時の荷役作業に係る時間を把握するとともに、これら時間の短縮に努めることにより、トラックドライバーの長時間労働による過労運転の防止に御協力をお願いいたします。

また、荷物の到着時刻の指定等に際しましても、トラック運送事業者における安全運行のため、ゆとりある輸送時間の確保に御配慮いただきますようお願いいたします。

2 「標準的な運賃」の活用、運賃と料金の別建て契約及び附帯業務に係る対価について

トラック運送事業者が持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。(令和2年4月24日国土交通大臣告示) 荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用への御理解と御協力をお願いいたします。

また、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てによる契約を原則とするとともに、契約にない附帯業務については適正な料金を対価として支払いをお願いいたします。

3 燃料サーチャージの導入及び燃料費等の上昇分の価格への反映について

トラック運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

荷主の皆様におかれましては、トラック運送事業者から燃料サーチャージの導入について交渉があった場合及び燃料費等の上昇分等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金への適切な転嫁をお願いいたします。

4 高速道路の積極的な利用について

トラックドライバーの拘束時間等を削減するため、高速道路の積極的な利用に御理解と御協力をいただくとともに、高速道路料金については運賃とは別に実費としての支払いをお願いいたします。

5 異常気象時における輸送の在り方について

国土交通省では、今般の異常気象が多発している状況を踏まえ、異常気象時における輸送の在り方の目安を定めました。トラック運送事業者が輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても、安全な輸送を行うことができない状況で運行を強要することは、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。荷主の皆様におかれましては、トラック運送事業者と協議の上、異常気象時には運行の見直し等を行っていただくなど御理解と御協力をお願いいたします。

6 安全・安心なGマークの安全性優良事業所の利用について

国土交通省と(公社)全日本トラック協会が推進する「安全性優良事業所認定制度(以下「Gマーク制度」という。))は、輸送の安全確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定・公表し、荷主企業が安全性の高い事業所を選びやすくすることにより、トラック運送業界全体の安全性の向上に資することを目的としています。荷主の皆様におかれましては、Gマーク制度の趣旨を御理解いただき、安全・安心なGマークの安全性優良事業所を御利用ください。

以上

トラックGメン活動中！

トラックGメンは、物流事業の健全な運営のため、**適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者に対する監視を強化**するべく、2023年7月に新たに創設された制度です。トラック事業者に対するヒアリングの実施等により、**違反原因行為**（※）の疑いのある荷主・元請事業者に対し、「働きかけ」や「要請」等を行っています。

※違反原因行為については、裏面もご覧ください。

荷主が違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

※勧告を発動した場合は荷主名を公表します。

トラックGメンの活動事例を紹介します

① 運賃・料金の不当な据置きを是正

燃料サーチャージについて交渉しても、なかなか結論を出してもらえない



元請と真荷主が速やかに協議し、燃料サーチャージを導入することでスピード決着

② 恒常的な長時間の荷待ちを是正

3時間以上待たされる



専用バスの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定の対策をした結果、平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善

③ 契約にない付帯業務を是正

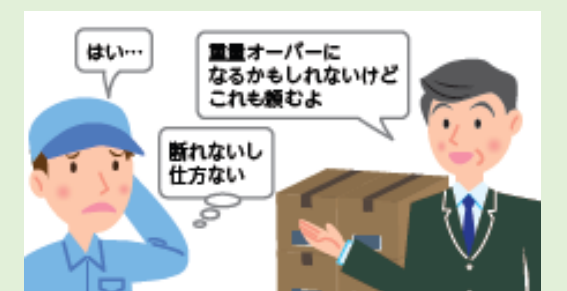
契約にない付帯業務を無償で要求される



作業範囲、運送料金作業付帯料金をそれぞれ分けて契約を締結し、契約内容の「見える化」を実施

④ 過積載運行の要求を是正

荷物の重量に関係なく、箱車やウィング車の天井まで荷物を積みされる



積荷重量を把握できる配車システムを構築し、協力会社と連携し、重量の分散化を実施

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

● 契約にない附帯業務

…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要

● 運賃・料金の不当な据置き

…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない

● ドライバーの拘束時間超過

…配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる

● 異常気象時の運行指示

…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実であれば、改善していただく必要があります。

(トラックGメンの働きかけによる事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要。)

【お問い合わせ先】 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037



トラックGメンポータルサイト
※内容は順次更新中

愛知運輸支局 輸送・監査担当 052-351-5313 静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714 三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411 福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602

物流の2024年問題って何？

2024年4月からトラックドライバーの時間外労働960時間上限規制と

改正改善基準告示^{*1}が適用され、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、

「モノが運べない」可能性が懸念されています。

何も対策を行わなかった場合には、営業用トラックの輸送量のうち2024年度には約14%、

さらに2030年度には約**34%**が運べなくなる^{*2}ことも…



荷主への影響

指定した日時になっても、荷物が届かない。

ドライバー不足で、荷物を運んでもらえない。



消費者への影響

水産品・青果物など、新鮮なものが手に入らない。

当日・翌日の配達サービスが受けられない。



2024年問題を回避するためには、荷主の皆様と私たちトラック運送事業者のパートナーシップの構築が必要です。

※1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)は、トラックドライバーの拘束時間、休息時間、運転時間等の基準などについて定めています。
※2 国の「持続可能な物流の実現に向けた検討会」第3回検討会資料 株式会社NX総合研究所の試算によれば、ドライバーの減少の影響も加味した2030年度の物流需給ギャップについて輸送能力の34.1%が不足する可能性があるとしてされています。

FTA 一般社団法人 福井県トラック協会

詳細はこちら



荷主の皆様へ

物流の2024年問題の**解決**に向けて

長時間の荷待ちや運送契約にない運転等以外の荷役作業(荷積み・荷卸し・附帯業務)の削減にご協力ください。

荷待ちがある1運行の平均拘束時間のうち、

荷待ち時間・荷役作業等に係る時間が

約3時間となっています。

2023年6月に政府が決定した

「物流革新に向けた政策パッケージ」^{*1}では、

荷主・物流事業者間における

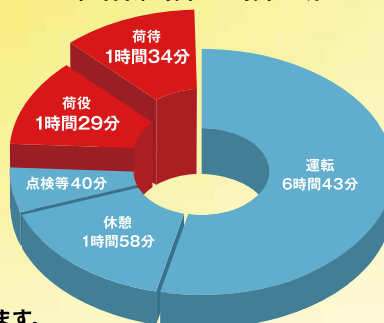
物流負荷の軽減が示されています。

長時間の荷待ちや運送契約にない運転等以外の

荷役作業の削減など、商慣習の見直しをお願いします。

荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳

平均拘束時間 12時間26分



出典:国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(令和2年度)」



スムーズな配送に向け、荷主の皆様のご協力をお願いします。

FTA 一般社団法人 福井県トラック協会

※1 物流革新に向けた政策パッケージ



荷主の皆様へ

適正な運賃・料金の收受

燃料サーチャージへのご理解をお願いします。



燃料サーチャージとは、燃料等の価格上昇・下落によるコスト増減分を別建ての運賃として設定する制度です。国土交通省が定める「標準的な運賃」では、**軽油の基準価格は100円/ℓ**に設定されており、それを上回ると燃料サーチャージが必要となります。



燃料費の上昇分の負担を拒むと
法令違反となる恐れがあります



安定した輸送サービスの確保にご理解・ご協力をお願いします。

FTA 一般社団法人
福井県トラック協会

標準的な運賃の
詳細はこちら

トラック事業者から
消費者にお願いすること

運送回数の削減



まとめ買い(まとめ注文)で
注文回数を減らすことによる配送の削減

再配達を減らす配慮



確実に受け取れる
日時・場所の指定

宅配ボックス・ロッカーの
利用、置き配の推進



2024年問題解決にご協力をお願いします。

降雪期を迎えるにあたり「荷主の皆様をお願いすること」

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」では、「台風、豪雨、豪雪等の異常気象*が発生した(及び見込まれる)際には、無理な運送依頼を行わず、運転者の安全を確保するため、物流事業者による運行の中止・中断等の判断を尊重する。」と明記されています。

*異常気象時の目安は、国土交通省「台風等による異常気象時における輸送の目安」によるものとする。



FTA 一般社団法人
福井県トラック協会

ガイドラインは
こちら





荷主勧告制度

出典：国土交通省

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

こんなときは情報提供を！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当する荷主の行為の例として、「**輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為**」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1 QRコードを読み取り！

方法2 ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみならず、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」、「働きかけ」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない付帯業務（追加業務）、コンプライアンス確保に影響する輸送に関する情報（非合理的な到着時間の設定、重量違反等となるような依頼、燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な据置き）などをお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

【お寄せいただく情報の記載例】

- ・燃料費が費用が上がったため、その分の値上げ交渉をしたが、（荷主名）から「こっちは厳しいんだ」と言われ据え置かれた。
- ・〇年〇月〇日（お困りごとの内容）について、（荷主名）に対して申し入れ・相談等を行ったにもかかわらず、全く相手にされず改善がされていない。
- ・荷卸し、積み込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に着いても常に〇〇時間待たされ、（荷主名）に相談したが改善されない。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください
（↑意見募集の投稿ページに移動します）

クリックすると投稿画面が開きます

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ち、契約に含まれない付帯業務の強要などの違反原因行為を行っているおそれのある**荷主**を積極的に収集しています。日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。

※いただいたご意見等については、荷主への法に基づく対応の検討にあたり、活用させていただきます。
（なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方は、補足のお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力をお願い申し上げます。）

※法に基づく対応を行い状況が改善された事例については[こちら](#)をご覧ください。

・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 速度違反を惹起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等
- 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等
- 3. 積み込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
- 4. 荷待ち時間の異常な発生等
- 5. 依頼と異なる積み込み作業等
- 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの付帯作業等
- 7. 高速料金など費用の自己負担等
- 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等
- 9. 異常気象によるトラブル等
- 10. その他、コンプライアンスの問題と思われるもの

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課 025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課 082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課 022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課 092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課 045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課 098-866-1836

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時下における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時 	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
降雪時 	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時 	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時 	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達 ※この目安は令和2年2月28日現在。



異常気象時における気象情報等の入手先(例)

※以下の情報サイトは全日本トラック協会が調べた令和5年12月現在の情報です。

トラック運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否判断を行うこととなりますが、その際、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の正確な気象情報等の入手先は極めて重要です。ここに掲げた異常気象時における気象情報等の入手先(例)などを活用し、事業用トラックの横転事故等が発生しないよう輸送の可否判断に万全を期しましょう。

QRコードを読み取ると各サイトにアクセスできます。
パソコン等でご覧の方は、QRコードをクリックしてアクセスすることもできます。

気象情報

※QRコードの位置は誤認識を防ぐ為の配置となっています。

警報発表時 	気象庁 気象警報・注意報	tenki.jp 警報・注意報
暴風時 	気象庁 アメダス 風向・風速	YAHOO天気・災害 全国の風予測
降雪時 	気象庁 今後の雪	気象庁 アメダス 積雪深
視界不良(濃霧・ 風雪等)時 	気象庁 気象警報・注意報 濃霧	CPS-IIPリスクウォッチャー 濃霧注意報 - 気象警報最新マップ
降雨時 	気象庁 アメダス 24時間降水量	tenki.jp 雨雲レーダー
ライブカメラ映像 	国土交通省 各地方整備局の取組 全国のライブカメラ	
天気予報 	気象庁 天気予報	気象庁 2週間気温予報

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。
また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なる場合があります。

道路・交通情報

通行止め 	国土交通省 ハザードマップ ポータルサイト	(公財)日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、 渋滞、冬用タイヤ必要等の情報
渋滞情報 	ドラとら	
雪道情報 	国土交通省 冬の道路情報 雪みち情報リンク集	国土交通省 北陸雪害対策技術センター おしえて！雪ナビ
異常気象時の 運転注意点 	国土交通省 冬の道路情報 雪みちの運転テクニックに 関するリンク集	JAF 台風・大雨時の クルマに関する注意点

各情報をもとにとるべき行動と、 相当する警戒レベルについて

出典：内閣府(防災担当)・消防庁

警戒レベル	避難情報等
5	緊急安全確保 ※1 災害発生又は切迫
警戒レベル4までに必ず避難!	
4	避難指示 ※2 災害のおそれ高い
3	高齢者等避難 ※3 災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁) 気象状況悪化
1	早期注意情報(気象庁) 今後気象状況悪化のおそれ

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

高速道路情報 (リアルタイムな渋滞規制情報)

※異常気象時における通行止めの可能性は各サイトのニュースリリースをご覧ください。

**異常気象時の
高速道路影響情報**

国の「緊急情報」や、「特別警報」が発令されるようなときには、高速道路各社と気象予測会社とが連携して注意喚起の広報が行われるサイトです。

高速道路影響情報サイト

道路管理者が提供する道路情報

道路防災情報WEBマップ

※道路防災情報：道路冠水想定力所、事前通行規制区間及び緊急輸送道路に関する情報。

道路情報提供システム

※道路情報提供システム：道路に関する規制情報や天気情報、路面情報。

北陸地方整備局
新潟県、富山県、石川県

近畿地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

九州地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

北海道開発局
北海道

東北地方整備局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

中部地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県

四国地方整備局
徳島県、香川県、愛媛県、高知県

沖縄総合事務局
沖縄県

※本リーフレット掲載場所：全ト協ホームページ内「気象・道路交通情報」

Gマークは県内の 264事業所が 認定を受けています。

Gマーク(安全性優良事業所)は
全日本トラック協会が認定する
評価制度です。

国土交通省推奨

Gマークは安全な輸送のための取り組みが認めら
れた事業所の目印です。

それは3テーマ30項目以上の厳しい評価基準を
クリアした事業所だけが認定されるからです。

3テーマ30項目以上の
厳しい評価

①「安全性に対する
法令の遵守状況」

適正化指導員による事業所の巡回指導結果、
運輸安全マネジメントの取組状況の評価

②「事故や違反の状況」

事故や行政処分状況の評価

③「安全性に対する
取組の積極性」

安全対策会議の実施、運転者への
教育などの取組の評価



認定マーク『Gマーク』



長期認定事業所用『ゴールドGマーク』
Gマーク6回目更新認定事業所

事故が少ない
Gマーク
トラック

安全・安心なGマークの
安全性優良事業所を
ご利用ください。



2022年(1~12月)中の事業用トラック1万台あたりの事故件数をとりまとめたところ、Gマーク認定を取得したトラックの死亡・重傷事故の件数は、認定を取得していないトラックと比較して、**20%以下**となっています。


一般社団法人
福井県トラック協会
FUKUI TRUCKING ASSOCIATION

福井県トラック協会
イメージキャラクター
「トラザウルス」



福井県トラック協会
イメージキャラクター
「トラダイナ」



県内のGマーク事業所はHPから閲覧できます。
<https://www.fta.jp> 福井県トラック協会

荷主の皆さまへ

安全・安心の 緑ナンバーのダンプカー

**福井県内緑ナンバーへの
発注をお願いします。**

公共工事における土砂などの運搬は、運送契約によって行われる場合は運送の許可を受けているトラック運送事業者の車両（緑ナンバー）に限って行われるよう指導することという内閣府から自治体への通達があるばかりでなく、道路運送法第78条でも自家用自動車の有償による運送行為は禁止されています。

緑ナンバーのダンプカーは、貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づき国土交通大臣から運送の許可を受けた車両です。

国土交通省は令和2年4月24日、ダンプ輸送事業者が法令を遵守し、持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃制度を告示、令和4年11月21日付でダンプ輸送の標準的な運賃を「大型車（10tクラス）の2割増」とすることを決定しました。

荷主の皆さま、工事にかかる土砂などの運搬を依頼される際には、安心で安全な運送サービスをお届けできる運送事業用（緑ナンバー）のダンプカーにご用命ください。また、コストに見合った公正な運送取引の実現に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

【ダンプカー事業者の協業化の促進について（内閣府通達）】

公共工事の発注当局は、工事の施工にあたって、工事の請負業者、骨材納入業者に対し、当該工事に係わる土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送許可を受けた者の車両に限って使用するよう指導すること。（昭和55年11月1日付 総交第607号内閣総理大臣官房交通安全対策室長名の通達）

【道路運送法第78条】

「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない」と規定されており、他人のものを有償で運送する行為は営業用ナンバーのみに許可されています。



トラック運送業界を取り巻く経営環境は、大変厳しい状況が長期に亘り続くなか、公道を使用して事業を営むトラック運送事業者は、輸送の安全確保のためにさまざまな対策に取り組んでいます。

| 厳しい経営環境

- 運賃水準の低迷
- 燃料価格の高騰(事業コストアップ)
- 運行管理に必要な諸設備の導入(事業コストアップ)
- 運転者不足による労働問題 etc



| さまざまな対策への取り組み

- 運送業界は、環境・安全対策への対応などに取り組んでいます。
- 緑ナンバーのダンプカーは、過積載「業界をあげて防止」に取り組んでいます。
- 輸送ニーズに応えるため、事業の近代化や情報化にも取り組んでいます。etc



一般社団法人 福井県トラック協会

〒918-8115 福井市別所町第17号18番地の1 TEL:0776-34-1713(代) FAX:0776-34-2136 <https://www.fta.jp>



2024年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をおねがいします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月 2024年引越混雑予想カレンダー 4月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24/31	25	26	27	28	29	30	28	29	30				

特に混み合うことが予想されます

 特に混雑が予想されます
 混雑が予想されます
 やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します

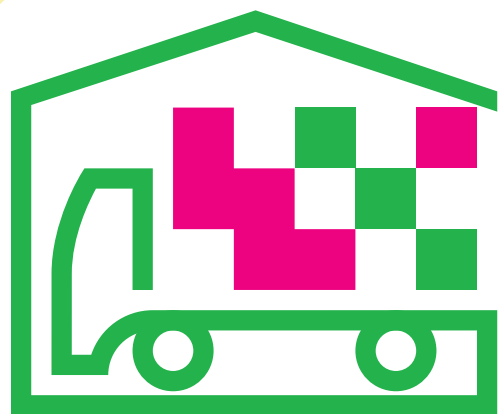


国土交通省



公益社団法人 全日本トラック協会

都道府県トラック協会



引越安心マーク

引越は 緑ナンバーのトラックで

人生のうちに何度もない引越だから、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから、引越におけるお客さまからの苦情トラブルを防ぐため、全日本トラック協会では、平成26年度に発足した引越事業者優良認定制度(引越安心マーク制度)により、講習会等を開催し、責任をもってお客さまに対応できる引越事業者を認定しています。引越安心マーク事業者は、お客さまの保護を目的として国が定めた「標準引越運送約款」に基づく、確かな引越作業の提供に努めています。

引越の
ルール

1 しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2 きちんで見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3 確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4 お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、「引越のルール」を守る事業者であることとしるしです。

詳しくは…

